

「学校教育分科会」設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 島根県における「竹島問題に関する学習」の更なる推進に向けた検討を目的として、第 6 期島根県竹島問題研究会（以下「研究会」という。）設置要綱第 5 条第 1 項に基づき、「学校教育分科会」（以下「分科会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 分科会は、学習指導要領を踏まえ、「竹島問題に関する学習」の推進に係る主に次に掲げる事項を検討し、その結果を研究会に報告する。

- （1） 竹島問題に関する学習状況の把握と指導手法の検討
- （2） 小中高一貫した学習の検討

（組織）

第 3 条 分科会の委員は別添のとおりとする。

（庶務）

第 4 条 分科会の庶務は、総務部総務課において行う。

（その他の事項）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 0 日から施行する。